



## サロンを揺るがす大增税Q&A

～平成19年税制改正と平成18年税制改正後の実務ポイント～



### 平成19年度中小企業関連税制改正

#### 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

<適用除外基準の引き上げ>

<平成18年4月1日以降開始される事業年度>

<平成19年4月1日以降開始される事業年度>

適用除外  
基準所得(課税所得+オーナー役員給与)  
が800万円以下



適用除外  
基準所得(課税所得+オーナー役員給与)  
が1,600万円以下

\* 適用除外対策については次ページをご覧ください。

基準所得金額が引き上げられたことにより、適用対象法人は大幅に減少することになります。

#### 2. 特定同族会社の留保金課税制度

<中小同族会社に対する留保金課税>

<現行制度>

<平成19年4月1日以降開始される事業年度>

適用対象：特定同族会社  
(1株主グループによる持株割合等が  
50%を超える会社)



適用除外：  
資本金又は出資金の額が  
1億円以下の会社

中小企業の内部留保に対する上乗せ課税が完全撤廃され、内部留保の充実が一層可能になります。

#### 3. 減価償却制度

<残存価額と償却可能限度額の撤廃>

<平成19年4月1日以前に取得した減価償却資産>

<平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産>

定額法残存価額：10%  
償却可能限度額：取得価格の95%  
(ex)100万円の資産 95万円まで経費算入



残存価額・償却可能限度額の撤廃  
1円の備忘価額を残し全額経費算入  
定率法の算定方法として250%定率法  
の導入(定額法の償却率の250%)

設備投資費用の早期回収が可能になり、次の効果が現れます。

資金コストの低下

企業のキャッシュフローの増加

## 1. 特殊支配同族会社適用法人が役員給与損金不算入によって増加する税金（概算）

単位：円

給与（月収）	給与（年収）	増加する税金 （税率概算40%）
400,000	4,800,000	600,000
500,000	6,000,000	696,000
600,000	7,200,000	768,000
700,000	8,400,000	816,000
800,000	9,600,000	864,000
900,000	10,800,000	896,000
1,000,000	12,000,000	920,000

## 2. 対策方法

- Aプラン・・・株主にオーナー以外の他人を加える。（11%以上）
- Bプラン・・・取締役総数の半分を従業員又は外部から登用する。
- Cプラン・・・役員報酬を給与所得控除相当額増額する。
- Dプラン・・・役員報酬の金額を所得等の金額の50%以下になるようにコントロールする。
- Eプラン・・・個人事業主に組織変更をする。
- Fプラン・・・何もしない。税金が増えるが今まで通りの経営ができる。

### 推薦パターン

#### 1番 Fプラン：何もしない

19年度税制改正により、適用除外基準が800万から1600万に引き上げられることにより、来年度からは適用除外となる会社については特に何もしないことをお勧めする。但し、今年については納税が発生する。

#### 2番 Bプラン

常務に従事する役員を、同族関係者以外の役員として過半数50%以上となるようにする。今後の会社の展開、後継者問題を含め検討し、スタッフ又は従業員等と話し合い、お互いに納得できた場合のみ役員として登用する。

#### 3番 Aプラン

業務主宰役員及び役員関連者の株式所有割合として11%を第三者に売却する但し、5%以上の株式を保有すると株主の権利として決算書の開示を求めることができ、経営に対する発言権も増すことになる。株の異動に伴わせて定款で譲渡制限を規定しておいた方がよい。

#### 4番 Dプラン

法人税の申告書別表1の課税所得金額が、役員報酬の50%超とする。

## 3. 税務調査への対応

特殊支配同族会社の適用について疑義が持たれる可能性があるような場合には、形式基準、実質基準の双方について明確にしておく必要があります。

組織図（意思決定に参画しているのは誰か。）

印鑑の管理（代表印、銀行員を持っている者が実質的な代表者である。）

稟議書（社員役員の名前が載っているか。）

取締役会議事録（常務従事役員とされている者は出席しているか。）



## よくある質問Q & A

Q. 業務主宰役員とは代表取締役それとも実質経営者なの？

A. 業務主宰役員の判定については、実態に沿って判断されるとされています。

実務的には以下の3つの要件で判断されるものと思われます。

- 申告書に押印している者
- 意思決定をしている
- 最高額の給与支給を受けている者



Q. 欠損金がある時はどうするの？

A. 前3年以内（基準期間）に生じた欠損金は調整が必要。

前3事業年度より前から欠損金がある場合は規定の適用がないものとして、（平成15年4月1日前に開始した事業年度においては、特殊支配同族会社に該当しないものとして取り扱う）欠損金を調整する必要はない。

Q. 新設法人の場合、直前期間がない場合の判定方法は？

A. 基準期間が3年に満たない法人は、その期間のみで判定を行う。

例）平成18年6月設立（3月決算）・・・基準期間10ヶ月

Q. 使用人兼務役員がいる場合は？

A. 意思決定に参加していれば常務従事役員に該当する。

新設された法人税基本通達 9-2-54 において「常務従事役員」の形式基準が発表された。その内容は使用人兼務役員の役員報酬部分が使用人部分を越えている者は、常務従事役員として認めるというものになった。

**\*\* 給与を決める際の注意点 \*\***

役員としての職務を明らかにするとともに、給与の内訳についても明確に区分する必要があります。

（例）使用人兼務役員の給与として **60万円** を支給する場合

役員 20万円 < 使用人 40万円 \* 常務従事役員に該当しない。

役員 40万円 > 使用人 20万円 \* 常務従事役員に該当する。\* 下記 < 注意 > 参照

役員 30万円 = 使用人 30万円 \* 常務従事役員に該当しない。

< 注意 > 現行の支給割合が “ 役員 20万円 ・ 使用人 40万円 ”

翌期より “ 役員 40万円 ・ 使用人 20万円 ” に改定することはできないと思われる。

\* 職務内容が変わった等の理由がなく給与の構成比だけを改定した場合には、これまでの使用人部分として支給していたものが高額であったのではないかと疑われることになりかねない。

平成19年4月1日以後開始する事業年度から特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度における適用除外の基準が **800万円から1600万円** に引き上げられました。国税庁の質疑応答事例（平成18年12月）により、具体的な取扱いが明らかになりましたが、実務的にみれば依然として多くの疑問点が残されています。

不明な点については担当者にご確認下さい。